

農業災害補償制度について

1 趣旨

農業災害補償制度は、自然災害を中心とする農業災害の特殊性にかんがみ、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を保険の仕組みにより補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としており、昭和22年に創設されて以来、国の農業災害対策の最も重要な柱である。

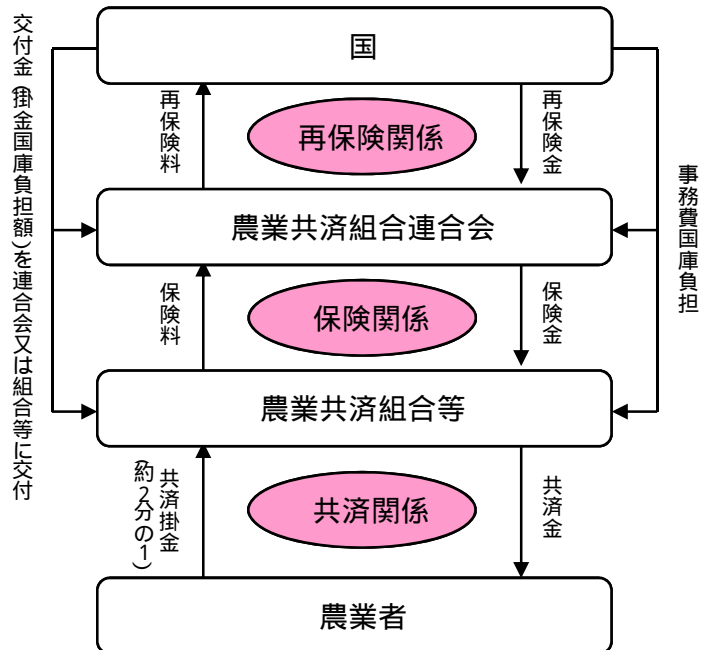
2 制度の仕組み

農業災害補償制度は、農業共済組合等（農業共済組合又は共済事業を行う市町村）、都道府県農業共済組合連合会、国（農業共済再保険特別会計）の3段階制で運営されている。

農業共済組合等は、農業者から共済掛金を徴収し、被災農業者に共済金を支払う。

また、農業共済組合等は、大災害に備え、連合会の保険に付し、更に、連合会は国の再保険に付すことにより、全国的な危険分散を図っている。

（2段階制（組合 - 国）での実施も可能）



（注）国が共済掛金の約2分の1を負担

3 共済目的の種類

事業の種類	共済目的の種類
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル （指定かんきつ：はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみをいう。）
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）